

第2回那須塩原市下水道審議会 議事録

日 時：平成26年5月9日（月） 13:32～14:52

場 所：那須塩原市役所 西那須野庁舎 201.202 会議室

出席者：

委員

太田会長、安宅副会長、井上委員、小出委員、佐藤委員、渋井委員、仙波委員、
野田委員、星野委員、本澤委員、目黒委員、吉田委員、若色委員

欠席者1名

市

須藤上下水道部長、久利生下水道課長、室井下水道課長補佐兼施設係長、関谷普及係長、
伊藤管理係長、武藤下水道建設係長、北村主査、飯泉主任、平山主事

コンサルタント(日本水工設計株式会社)

門田文仁、武井弘

事務局 (久利生)	<p>それでは、大変お待たせいたしました。定刻を過ぎましたので、ただいまより第2回那須塩原市下水道審議会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席をいただきまして大変ありがとうございます。</p> <p>審議に先立ちまして、本日の委員の出席状況をご報告させていただきます。本日は、名簿番号5番の坂内委員さんから欠席の連絡をいただいております。出席者が過半数に達しておりますので、会議を始めたいと思います。</p> <p>まず、年度が替わって初めての審議会ということで、事務局職員に異動がありましたので、ここで職員の自己紹介をさせていただきます。</p>
事務局 (須藤)	<p>改めましてこんにちは。このたびの定期異動によりまして、この4月に上下水道部長ということで着任いたしました、須藤と申します。よろしくお願いたします。審議会委員の皆様につきましては、日頃より下水道事業に対しましてご理解、ご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。また、第2回那須塩原市下水道審議会開催に当たりましてご案内を差し上げましたところ、突然の雨でお足元の悪い中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>当審議会につきましては、下水道使用料の統一・改定について諮問されたところでございまして、本市下水道事業の根幹的な内容になってくるかと思えます。今年度につきましては、今回を含めて5回の開催を予定してございますが、全体では10回の開催を予定してございます。2ヵ年という長期にわたる審議をいただくこととなりますが、今後とも皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いたします。</p>
事務局 (久利生)	<p>下水道課長の久利生と申します。昨年に引き続き2年目の担当になりますので、よろしくお願いたします。</p>

事務局（室井）	下水道課長補佐兼施設係長の室井といたします。昨年に引き続き2年目になります。よろしくお願いいたします。
事務局（武藤）	この4月より異動になりました、下水道建設係長の武藤と申します。よろしくお願いいたします。
事務局（関谷）	4月1日の異動でまいりました、普及係長の関谷といたします。よろしくお願いいたします。
事務局（伊藤）	4月1日の定期異動で下水道課へ異動になりました、伊藤と申します。よろしくお願いいたします。
事務局（北村）	昨年に引き続き下水道審議会の担当をさせていただきます、北村と申します。よろしくお願いいたします。
事務局（平山）	管理係の平山と申します。昨年に引き続き、2年目となります。よろしくお願いいたします。
事務局（久利生）	<p>その他、私どものほうでコンサルティング会社へ委託をしている部分がございます。2名同席させていただいておりますので、ご報告申し上げます。</p> <p>それでは、本日ご審議いただく議事につきましては、お手元に会議次第が配布されているかと思います。その内容についてご審議いただくこととなります。このあと太田会長よりご挨拶をいただきまして、引き続き、議事の進行をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
太田会長	<p>皆さん、こんにちは。生憎今日は天気良くない中、お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>この審議会は第2回目でございます、ここから本格的なご審議をいただくことになろうかと思います。この審議会は、前回ご確認いただきましたように、那須塩原市がまとめました『下水道中期ビジョン』の裏付けとなる下水道の財政、経営をご審議いただくということでございまして、そこが欠けた場合にはどんな素晴らしい事業計画を立てようとも、実行の可能性がなくなってしまう。そういう面では、この『中期ビジョン』を生かすも殺すもこの審議会如何ということでございますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、早速本日の議事に入らせていただきたいと思います。お手元の次第をご覧ください。本日予定しております議事は5項目ございます。その中で、前回宿題をいただいていたものがございまして、（1）第1回審議会での課題とありますので、まずここから入りたいと思います。それでは、事務局から説明をいただきたいと思います。</p>

事務局（久利生）

それでは、第1回審議会におきまして課題となっております、下水道使用料における温泉排水の扱いについて説明させていただきます。資料につきましては、A4版1枚の資料がお手元にあるかと思っておりますので、それに基づきまして説明したいと思います。

資料をご覧くださいますと、タイトルは「温泉入浴施設に係る下水道使用料について」となっております。この資料の構成としましては、1番目が、下水道使用料の中にあります「一般用」と「湯屋用」というものの区分について書き表した部分でございます。そして、裏面では2番目としまして、「温泉浴場の排水について」という内容で記載してございます。それぞれ、資料に基づいて説明させていただきたいと思っております。

1. 「一般用」「湯屋用」の区分について でございますが、本市の下水道使用料の料金表にございます「一般用」「湯屋用」の区分について図で表しますと、下の図のようになります。まず、青色の枠の中にありますように、個人や事業所から汚水が排出されることとなります。その内、事業所につきましては、温泉旅館・ホテル、日帰り入浴施設、あるいは上記以外の事業所といったものが該当いたします。そして、日帰り入浴施設というものは、さらに右側にまいります、「その他の公衆浴場」、そして緑色の枠の中の「一般公衆浴場」というように区分されることとなります。

資料の中ほどに書いてあることを朗読いたしますと、公衆浴場とは、公衆浴場法により「温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設」と定められており、これらの営業を行う場合は、都道府県知事の許可を得なければなりません。そのうち、湯屋用の使用料が適用される「一般公衆浴場」とは、公衆浴場法に規定する公衆浴場で、物価統制令に基づき入浴料金の統制額の適用を受けるものをいいます。栃木県においては【表1】のとおり統制額が決められています。ということで、【表1】にはそれぞれ金額が記載されています。「一般公衆浴場」においては県が定めた統制額を超える入浴料金を設定することができませんので、本市ではその点を考慮し、「一般用」とは別に「湯屋用」の使用料を設け、負担を低く抑えています。一方、「その他の公衆浴場」や温泉旅館・ホテル等の入浴施設には入浴料金の統制額は定められていませんので、「湯屋用」ではなく「一般用」の区分となります。

繰り返しの説明になりますが、「湯屋用」の料金の対象となる「一般公衆浴場」というのは、いわゆる日帰り温泉施設などとは違い、物価統制令に基づいて入浴料金の統制額の適用を受けています。したがって、これらを超えた料金設定ができないということです。また、保養・休養を目的としている「その他の公衆浴場」、つまり日帰り温泉施設などに対して、地元に住んでいらっしゃいます地域住民の方の日常生活において保健衛生上必要な施設として「一般公衆浴場」が果たしている社会的役割を十分考慮して、下水道使用料の負担の低い「湯屋用」の設定にしているという扱いを本市では行っております。

続きまして、裏面の2. 温泉浴場の排水について でございます。本市の下水道事業計画上、板室・塩原ともに浴槽の温泉水は基本的に人為的な汚濁を受けていないことから河川に直接放流いたしまして、下水道では処理を行っておりません。ただし、体を洗う洗い場で使用された水は下水道に排水されて処理されることとなります。枠の中に2項目書いてありますが、河川放流された温泉水、これは当然ながら下水道使用料はかかりません。浴室の洗い場の他、厨房、トイレ等で使われた水については、下水道に流すこととなりますので、下水道使用料がかかることとなります。

これらの根拠としましては、下水道施設の設計あるいは事業計画を立てる場合に、日本下水道協会発行の『下水道施設計画・設計指針』という本があるのですが、それらを指針として設計しております。その中には、汚水処理の基本的な考え方が記載されておりまして、適正な計画汚水量について定めて事業計画を作ってくださいということなのですが、その指針の中で計画汚水量については、「必要に応じて温泉排水も取り込むことができる」という記載と、「我が国では温泉を有する観光地が多いが、温泉水の下水道への受け入れについては慎重を期する必要がある」という記載があります。

温泉水の下水道への流入が多い場合、処理場などの施設能力の増大や下水の希釈、これは、下水は一定の汚れがありませんとバクテリアが有効に作用しないということでございますので、それらが希釈されてしまうということが相まって不経済なものとなってしまいます。そのため、「温泉を利用している施設における排水の方法に留意して污水管へ流すものと、公共用水域へ排水して差し支えないものとに分けて計画対象の汚水量を算定することが望ましい」という記載がございます。本市ではこれらの根拠に基づいて事業計画を策定しています。

改めて【図2】をご覧くださいと思います。【図2】では、温泉浴場の排水設備の一般的な配置の例が書いてありますが、この中で浴槽や浴槽のオーバーフロー水は洗い場の排水と分離して公共用水域へ流しています。また、洗い場の排水については公共下水道の管に排水することになりまして、下水道使用料がかかってくるということになります。

本市の温泉排水に係る考え方について、前回の審議会で少し整理してくださいというご意見がございましたので、本日説明をさせていただきました。以上です。

太田会長

ありがとうございます。前回審議会でご質問があった事柄につきまして、事務局からご回答がありました。本日の議事内容の中では、4番目に質疑応答がございまして、(2)以降の議事につきましてはまとめてここで取り扱わせていただきたいと思います。この議事(1)については前回審議会に係る事柄なので、この部分だけは、今、ここで取り扱うことにいたします。先ほどの回答内容につきましてさらにご意見あるいはご質問があればどうぞお出しください。

<p>事務局（室井）</p>	<p>《特になし》</p> <p>ただいまの事務局の説明でよろしいですか？</p> <p>《異議なし》</p> <p>それでは、そのような内容でご確認いただきました。ありがとうございました。</p> <p>続きまして、(2)平成21～22年度下水道審議会からの使用料改定に関する申し送り事項について、事務局からご説明いただきたいと思います。よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、(2)平成21～22年度下水道審議会からの使用料改定に関する申し送り事項について説明させていただきます。資料につきましては、先ほどの資料の次に入っております。1ページをご覧ください。</p> <p>平成21～22年度に開催された「那須塩原市下水道審議会」（以下「前回審議会」と称する）では、「今後の下水道事業のあり方」について審議を行い、その結果は『那須塩原市下水道中期ビジョン（案）』としてとりまとめられました。『那須塩原市下水道中期ビジョン』は、本市の総合計画及び都市計画マスタープランを踏まえ、本市下水道が目指す将来像とその実現に向けた整備目標や具体施策を策定しています。『那須塩原市下水道中期ビジョン』策定内容につきましては、6章から成りまして、第1章 下水道中期ビジョンの位置づけ、第2章 下水道の現状と課題、第3章 基本理念及び基本方針、第4章 目標設定と今後の施策、第5章 下水道財政の見通しと下水道事業経営のあり方、第6章 下水道中期ビジョンの実現に向けて となっております。その中で、第5章において使用料の改定等にも言及しています。</p> <p>『那須塩原市下水道中期ビジョン』では、「第5章 下水道財政の見通しと下水道事業経営のあり方」として、下水道事業経営の観点での施策を取りまとめています。今回審議会は、『那須塩原市下水道中期ビジョン』にて示された施策を具体化し、下水道事業の経営健全化に寄与するために開催されるものです。</p> <p>前回審議会では、以下のような申し送り事項が記されています。前回審議会における使用料に関する審議のポイントとしまして、改定の方向性について2点あり、1点目につきましては基準外繰入金を解消するための財源を確保するとあります。基準外繰入金という言葉につきましては、議事（3）下水道事業経営について の中で説明いたします。2点目は3地区に分かれている使用料体系を統一するという事で、黒磯、西那須野、塩原地区の使用料体系を統一するということとなります。</p> <p>続きまして、改定にあたって考慮すべき事項として4点ありまして、①資本費平準化債の活用等も考慮し、世代間の利用者負担の平準化を図るとあります。資本費平準化債につきましては、下の四角の中に記載してございます。処理場・</p>
----------------	--

<p>太田会長</p>	<p>管渠などの施設建設のために行う借金（地方債）の元金償還期間が25年であるのに対し、建設された施設の使用期間（減価償却期間）は約45年といわれています。資本費平準化債とは、使用期間内の特定の時期に負担が集中しないよう均一にするために、過去に借り入れた地方債の返済に充当する地方債です。</p> <p>続きまして、②施設の更新は、平均耐用年数に基づき実施する。③段階的な改定ではなく、一括改定を基本とする。④多量利用者等への措置を考慮する。以上の4点につきまして、考慮すべき事項として挙げられております。</p> <p>次のページにつきましては、第1回審議会で既に説明させていただいた事項でありますので、今回は割愛させていただきます。以上です。</p>
<p>事務局（北村）</p>	<p>ありがとうございます。引き続き、順次お願いいたします。</p> <p>議事（3）下水道事業経営についてご説明いたします。これからご説明する内容は、先ほどご紹介しました「前回審議会における使用料に関する審議のポイント」の中で、改定の方向性のひとつに「基準外繰入金を解消するための財源を確保する」というものがありました。それに関係するものとしてお聞きいただければと思います。</p> <p>それでは、資料の4ページをご覧ください。</p> <p>まず、（1）下水道事業の費用負担の考え方についてです。下水道事業では多額の費用を必要としますが、その費用のうちどの部分を誰が負担していくかについての考え方は、第1次から第5次にわたる「下水道財政研究委員会」、これは昭和36年3月から昭和60年7月の期間に開かれていますが、その提言が元になっております。まとめますと、下の四角で囲った部分のような趣旨となっています。</p> <p>四角の中をご覧くださいますと、まず1点目として、下水道事業の費用負担の基本的な考え方は、「雨水公費・汚水私費」ということが原則になっています。雨水については、雨水排除の利益が広く一般市民に及ぶことから公費、つまり税金で負担します。汚水については、「下水道を使用する個人が特別に利益を受ける処理に要する費用は原則として私費負担」とありますように、汚水の排除は下水道を使用している方のみが受けられる利益ですので、汚水にかかる費用は下水道使用者の皆様に負担していただく、という考え方になっています。</p> <p>ただし、1点目のような大原則がありながらも、2点目として、汚水処理においても、水環境の改善や公共用水域の水質保全などの一部で下水道使用者だけに限定しない公共的な役割を有していることから、一部は公費負担とする、とされています。</p> <p>今の説明を図で表しますと、下の【下水道事業の費用負担の基本的な考え方】のようになります。汚水処理費のうち使用者の利便性向上に資する費用、つまり使用者のみが利益を受ける部分については私費負担となりますので、使用料で賄う。雨水処理費と、汚水処理費のうち公共的役割に係る費用は公費負担と</p>

なりますので、一般会計からの繰入金、つまり税金で賄う。といったかたちです。

続きまして、5ページをお開きください。

(2) 繰出基準について ということ、今ご説明しました費用負担の考え方にに基づき、総務省では、毎年度副大臣による通知として「地方公営企業に係る繰出基準」を策定し、下水道事業における経費の負担区分を定めています。

平成24年度の繰出基準では、下の四角で囲った事項について一般会計からの繰り出しが認められていますが、これらは(1)費用負担の考え方で説明させていただいた「雨水公費・汚水私費」の原則に基づくもの、汚水分の中でも公共的役割に係るものに加え、初期投資が大きく資本費の負担が大きいという下水道事業の特性を考慮し、使用料が過度に高額にならないような配慮により設定されています。

①から⑭まで箇条書きになっている中で、赤字で示してあるものが那須塩原市下水道事業で該当になっている経費となります。

次に6ページをご覧くださいと、費用負担の考え方と繰出基準に基づき現在の下水道事業の財源を整理したものを、下図のとおりを示します。ということで、図2.1は下水道事業に係る費用の種類とその財源を示したものです。下水道事業に係る費用は、左から緑色で示した建設改良費、ピンク色の維持管理費、黄色の資本費、資本費というのは過去の建設改良費の財源として借りた市債の元利償還金のことですが、それらの3種類に分けられます。

3つの費用の種類の中に、青または赤の四角で示してあるのが財源になります。建設改良費の財源は、国庫補助金、市債、受益者負担金、一般会計繰入金です。維持管理費と資本費の財源は、まず下半分をご覧くださいと、「公費」と大きく点線で囲まれている部分は、雨水処理費と汚水処理費のうち公費で負担すべきものとして繰出基準で定められた経費で、一般会計繰入金を財源としています。この繰入金のことを、繰出基準に当てはまるもの、という意味で「基準内繰入金」といいます。一方、上半分をご覧くださいと、「私費」と大きく点線で囲まれている部分については、下水道使用料収入によって賄うべきものです。本来この部分は全て使用料によって賄い、一般会計繰入金が入らないのが理想ですが、現状では使用料収入が不足していますので、足りない分を一般会計繰入金によって賄っています。この繰入金のことを、繰出基準に当てはまらないもの、という意味で「基準外繰入金」といいます。

議事(2)「前回審議会からの使用料改定に関する申し送り事項について」でご説明しました改定の方向性のうち「①基準外繰入金を解消するための財源を確保する」という事項は、この図でいうと「私費」と囲ってある中に入っている、使用料収入の不足分である一般会計繰入金(基準外繰入金)をなくしていきましょう、ということになります。

次に、7ページをお開きください。

(3) 中期ビジョンにおける目標設定と今後の施策 とありますが、これま

でご説明しました基準外繰入金などの下水道事業経営上の課題について、『那須塩原市下水道中期ビジョン』ではどのような位置づけになっているかを確認していきたいと思います。

『那須塩原市下水道中期ビジョン』においては、基本方針に基づき、平成32年度までの期間における整備の目標と具体的な施策を示しています。設定した基本方針を実現していくためには、汚水管渠の整備や水処理センターの増設、雨水整備、既設の管渠や水処理センターの更新等に投資していく必要があります。そのため、今後の下水道事業経営については、リスクとバランスを考慮しながら支出の抑制（コスト縮減）を合理的に進めるとともに、費用や負担の平準化などの工夫を図りながら、使用料改定を含めた財源の確保を進める必要があります。

具体的には8ページをご覧くださいなのですが、こちらの表は『那須塩原市下水道中期ビジョン（概要版）』から抜粋したものです。左から項目を見ていきますと、那須塩原市下水道事業の基本方針と目標、目標実現のための施策、施策を実施した効果として得られるものが挙げられています。基本方針を順番に見ていきますと、「基本方針1 生活環境の改善と利便性の向上」では普及率の向上を目標として汚水管渠整備を行っていく、「基本方針2 環境保全機能の向上」では安定した下水処理を継続できるよう下水道施設の計画的な維持管理や改築を行っていく、「基本方針3 安全・安心なまちづくり」では雨水管渠の整備や下水道施設の耐震化を行っていく、というように、これら基本方針1から3についてこれから投資していく必要がある、としています。

そして、以上のような投資をしていくためには、経営基盤の強化が必要です。一番下の「基本方針4 健全な下水道事業経営」を見ますと、「経営基盤の強化によりサービスを継続します」という方針のもと、右の欄の施策として「4-1. 下水道事業経営計画の策定」、「4-2. 継続的な経営改善や効率的な経営手法の導入」、「4-3. 下水道使用料の適正化に向けた検討」の3つが挙げられております。

今回の審議会でご審議いただく「下水道使用料の統一・改定について」は、これらのうち「4-3. 下水道使用料の適正化に向けた検討」を行うために諮問させていただいたものです。適正化というのは、6ページまでのところでご説明しました基準外繰入金を解消するために、使用料の水準や体系を見直して財源を確保し、一般会計へ依存しすぎない、健全な下水道事業経営にしていきたいと思います。『中期ビジョン』の中ではそのような位置づけになっているのだということをご理解いただければと思います。

それでは次に、実際に那須塩原市下水道事業経営の現状はどのようになっているのかをご説明したいと思います。9ページをお開きください。

(4) 那須塩原市下水道事業の状況、1) 整備状況については、図2. 2のグラフをご覧くださいますと、那須塩原市における整備面積はオレンジ色の棒グラフですが、平成24年度末時点では2, 186haとなっており、着実に

整備は進められてきています。整備面積の拡張に伴い、青の折れ線グラフの有収水量も着実に増加しており、平成24年度の有収水量は7,174,000立方メートルとなっています。

続きまして、10ページの2)歳入・歳出ですが、平成24年度における歳出は、約29億3千万円となっています。近年は、施設整備と起債償還のピークを過ぎたこともあり、歳出は減少傾向にあります。今後は、更新に要する支出が増加することが予想されます。平成24年度は、グラフの赤い部分の資本費（起債償還費）が約16億4千万円と全体の56%を占め、次いで黄色の維持管理費が約6億9千万円、青の建設改良費が約6億円となっています。

11ページをお開きください。

平成24年度の歳入については、グラフで見ますと紫色の一般会計繰入金が約14億4千万円と全体の49%を占め、次いで緑色の使用料収入が約9億4千万円、赤の市債が約2億9千万円、青の国庫補助金が約2億3千万円となっています。建設改良費の減少に伴い、その主たる財源である国庫補助金と市債は減少傾向にあります。今後更新等が増加する見込みであることに伴い、国庫補助金や市債も増加することが予想されます。また、使用料収入については、処理区域の増加に伴い、増加傾向にあります。

12ページに移ります。

3) 汚水処理費と使用料収入については、平成24年度における汚水処理費のうち私費で賄うべき部分は約11億円となっています。下のグラフの緑色とピンク色の積み上げになっている部分です。こちらは平成18年度に大幅に下がり、また平成22年度にも少し下がっていますが、これは国が定める繰出基準の変更に伴い下がったものです。一方で、グラフの青色部分の使用料収入は平成24年度で約9億4千万円となっております。緑色とピンク色の積み上げ部分とこの青色部分の高さが同じ、差がない状態であれば汚水処理費私費分を使用料収入で全て賄えているということになるのですが、ご覧のとおり使用料収入の方が低くなっており、汚水処理費私費分を使用料収入だけで賄えていない状況にあることがわかります。汚水処理費私費分のうち使用料収入でカバーしている割合を経費回収率といいます。平成24年度における経費回収率は85.9%となっています。グラフでいうと折れ線グラフの部分です。平成18年度と平成22年度に回収率が上昇しておりますが、これは先ほども申し上げましたとおり、国が定める繰出基準の変更に伴って汚水処理費私費分が下がったために回収率が上がる結果となったものです。経営状態が根本的に改善している状況ではありません。

続きまして、13ページをお開きください。

4) 一般会計繰入金 平成24年度における一般会計繰入金は約14億4千万円となっています。繰出基準で定められた基準額、つまり基準内繰入金は、下のグラフで見ますと黄緑色とピンク色の積み上げになっている「基準額」という部分で、約12億6千万円です。そして、青、緑、濃いピンク色の積み上げになっている「実繰入額」という部分が実際に繰り入れた額です。となりの

太田会長

基準額グラフとの差が金額にすると約1億8千万円ありまして、これが基準外繰入金となります。そのうち、本来使用料で賄うべき部分は約1億3千万円です。基準外繰入金は年々減少傾向にあります。これは繰返しになりますが、国が定める繰出基準の変更によるものです。

14ページに移りまして、5)まとめになりますが、平成24年度における那須塩原市の下水道事業については、以下のような状況にあります、ということで四角の中にまとめてございます。

1点目、平成24年度における歳入は約29億6千万円、歳出は約29億3千万円です。

2点目、建設改良費は現時点では減少傾向にあり、歳出の資本費（起債償還費）が最も多くなっています。

3点目、汚水処理費私費分は約11億円、使用料収入は約9億4千万円であり、経費回収率は85.9%と、汚水処理費を使用料収入で賄えていない状況にあります。

前回審議会開催時に見ていただいておりました平成21年度決算の状況から比べますと、改善されてきているとはいえ、依然として汚水処理費を使用料収入で賄えていない状況にあります。『下水道中期ビジョン』で掲げた施策を実施し、目標を達成するためには、安定した財源を確保し、適切な負担区分を超えた過度な一般会計への依存を是正する必要があり、使用料の改定が必要であるといえます。

以上で議事（3）下水道事業経営についての説明を終わります。

ありがとうございました。要領よくまとめてご説明いただいたと思います。議事内容といたしましては、（2）前回審議会からの申し送り事項については、内容が『中期ビジョン』に基づく当審議会に託された課題ということになりますが、そのことを受けまして（3）として具体的に何が審議すべきポイントとなる事項なのかということをご説明いただきました。いかかでしょうか、（2）（3）と分けてはありますが、どちらからでも、あるいはまたがっても構いませんので、ご質問やご意見があればどうぞお出しください。

《特になし》

では、まず（2）前回審議会からの申し送り事項について、つまり『中期ビジョン』に基づく当審議会に託された課題ですが、ここはよろしいですね？既に決着していることなので、それを前提として私どもが審議していくということになります。再確認いただきました。ありがとうございます。

そうしますと、（3）下水道事業経営について、先ほどご説明いただきました資料の4ページ以降の中でご質問やご意見があればお出しただければと思います。

	<p>《特になし》</p> <p>なかなか馴染みにくいことかもしれませんので、順次見ていきましょう。</p> <p>ご審議いただく核心的な部分は、基準外繰入金についての取り扱いということなのですが、その前段として、そもそも下水道財政の仕組みがどうなっているのか、中でも費用負担の考え方がどうなっているのかということの説明をいただきました。このことと繰出基準との関係が重なっておりますが、4ページから6ページまでの基本的な仕組みの部分でご質問はありますか？</p> <p>先般、塩原温泉旅館組合の青年部の総会を行いまして、そこで私は議長を務めているものですから、私が下水道審議会に参加させていただいている旨をご説明させていただきました。その際に旅館組合のメンバーから質問があり、この件と関連があるかどうかわかりませんが、聞いてみてくれということがありましたので、発言させていただければと思います。</p> <p>旅館で回収させていただいております入湯税について、大人の方につきましては1人150円を回収させていただいております。市のほうでしっかり把握していただいているかと思いますが、年間億単位で入湯税が集まっていると思います。その入湯税の使い道を、以前旅館組合の別の人間が市へ確認させていただいたときに、下水道等の整備に使う費用として充てられているというような回答をいただいたことがあったと聞きました。そういった入湯税というものが、実際私ども旅館の人間には、どういったものに使われているのか具体的にはっきりわかっていないところもあったものですから、この下水道事業に使われているのであれば、どういったところに使われているのか、また、その他にも何か使われていることがあれば、どこに使われているのかということも併せてお答えいただければと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>入湯税の使い道についてのご質問でございますが、下水道の建設事業の財源については先ほど説明いたしましたとおり、資料の6ページの左側に緑色の枠で書いてあります建設改良費というところでございます。この中で、建設事業に充てるものは、国庫補助金と、補助率が100%ではございませんのでその裏財源として市債を借り、または地元から受益者負担金という形でいただいております。そして、それでもなお不足するものについて、一般会計からの繰入金を入れていきます。</p> <p>入湯税がこの建設改良費に充てられているという説明については、下水道担当から言わせていただきますと、正直なところ入湯税がここに入っているという感覚はございません。建設改良費以外の維持費ということになれば、当然ながら皆様からいただいている使用料で賄っていくべきものと整理させていただいているところです。</p> <p>なお、委員からのご質問の中で、以前市からそのような説明を受けたということでしたが、今日の会議の中では資料等も用意してございませんので、後日</p>

委員	<p>わかる範囲で、このことについて触れたいと考えております。よろしいでしょうか。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p>
太田会長	<p>改めて確認をさせていただくと、6ページに関することですね。6ページには建設改良費、維持管理費、資本費というように、「経費」という意味合いの用語が並んでおりますが、この建設改良費と、維持管理費・資本費とは基本的に違うものです。建設改良費は施設を作るときの投資にかかる費用、維持管理費・資本費は作ったあと、実際に下水道施設が動き、ご利用いただく時点で生じる費用ということになります。</p> <p>今説明があったように、作るときの費用の中で、国庫補助金、あるいは受益者負担金、という形で、特定の財源が既に予定されております。足りなくなったところは借金で賄うというのが基本的な考えになっておりまして、借金をした場合に、元利償還にかかる費用は右側のほうの、作ったあとの費用である元利償還費として資本費が計上されてくるという関係にあると理解いただければと思います。</p> <p>逆の意味では、資本費を小さくするのであれば、国庫補助金や受益者負担金が大きくなってくれば必然的に借金に頼る割合も少なくなってきて、最終的には資本費という形で作ったあとにツケがまわってくる金額も小さくなってきます。さりながら、国もたくさん補助金を出してくれるというわけではありませんし、また受益者負担金も限られたルールに基づいてご負担いただいています。</p> <p>残っているのは一般会計繰入金の中身です。今の事務局からの説明の中で、入湯税がどこまで入っているかについては改めてご確認をいただいてご報告いただくということになっておりますが、一般的には、都市計画税というものがございまして、下水道事業は都市計画事業とされておりまして、これはいわゆる都市計画区域という区域設定をしたところで整備するものにつきましては、都市計画税という市税の一部を使います。入湯税もそうですが都市計画税は目的税であり、特定の用途に充てるために徴収される税金のひとつです。ですから、消費税や所得税のようなものは特に用途が決まっている税金ではありませんが、今挙げたような入湯税や都市計画税は一定の用途を念頭に置いて徴収されている場合が多いと思います。</p> <p>入湯税が本市においてどういう用途に充てられているのか、私はよくわかりませんので、少し調べていただきたいと思います。一般会計繰入金の中で税金がどういう形で下水道事業に投入されているのかというのは、実はルールがあってないようなもので、都市ごとにまちまちです。下水道にほとんど入れていないところもあるのではないかと思います。本市の場合にどうなっているかは、次回ご報告いただければと思います。</p> <p>他にございますか？</p>

	<p>《特になし》</p> <p>それでは、なかなか馴染みにくい内容になっているかと思いますが、7～8ページの『中期ビジョン』に基づく当審議会での審議課題については、先ほどわかりやすくご説明していただきました。『中期ビジョン』では既にこのようになっているということで、このことの是非を今協議することはできませんので、そのことを受けて、基本方針4のところでのこのような取り扱いが示されていて、下水道使用料の適正化に向けた検討を当審議会の役割として進めていくということになります。</p> <p>9ページ以降は、具体的に本市における下水道事業の現状として、整備状況、歳入歳出状況、使用料徴収状況、一般会計繰入金の繰入状況をひとつひとつデータでご説明いただきました。</p> <p>ご意見があれば扱わせていただきますが、7～8ページは先ほどご説明があったとおりですので、これはそのままご認識いただくということでお願いしたいと思います。9～14ページのところで、何かご質問やご指摘があればお出しください。</p> <p>まとめのところではいくつかポイントがあるかと思いますが、その中で、汚水処理費だけでも使用料で賄えていないということを数値で表しますと、不足分が14.1%で、金額では1億6千万円ということになりますね。『中期ビジョン』の中で、適正な負担区分を超えたものを是正していきましょうということになっていますが、ではこの分だけでいいのか、それとも将来の維持管理経費や改修工事の費用も含めたものを考慮する必要があるのでしょうか。このあと具体的な数字が出てくるのですが、それを受けて配分方法を私どもは審議していけばいいのかどうかを教えていただけたらと思います。</p>
委員	
太田会長	<p>非常に基本的なお話だと思います。事務局から回答をお願いします。</p>
事務局 (久利生)	<p>実際の料金の設定について、将来の維持管理費を見込んでいくのか、あるいはどのような形で料金を設定していくのか、という内容のご質問だと思います。14ページの経費回収率85.9%については、これはあくまで平成24年度時点のものを表したものです。当然ながら、経費回収率が100%であれば使用料で全て賄えているという状況になってきますので、それに相当する使用料単価を決めていただければ大変助かることではあります。</p> <p>使用料単価については、下水道法という法律の中で、使用料という項目があります。使用料については、公共下水道管理者は、条例でこれを定めることができますとされております。定める場合でも、「能率的な管理の下における適正な原価を超えないものであること」という原則がございます。その範囲の中で、将来どれだけ経費回収率が100%に近いものとなるかという数字を見つけ出して、条例の中で決めていかなければならないということです。将来の建設の</p>

<p>委員</p>	<p>費用へまわせるようなものまで見込んで使用料単価に反映させてはならないというような内容だと思います。</p> <p>ということは、少なくとも現段階の不足分を回収できれば良いということですのでよろしいですね。そうすると、1億6千万円を皆で割ったらいくらになるかと考えれば、それほど大きなお金にはならないのではないかと思います。</p>
<p>太田会長</p>	<p>これは、前回審議会において『中期ビジョン』に具体化されている事業計画、事業内容との絡みですね。委員からご指摘のあったとおりですが、負担区分の考え方というのは、どういう事業をやるか、あるいは事業計画でいくらかかるのかということとは無関係に、使用者が負担する割合はどれくらいなのか、税金で賄うべき割合はどれくらいなのか、それを定めた原則です。それに実際にいくらかかるのかという、各自治体、各事業の内容があって、そこに負担割合を掛け合わせると、全体としていくら負担しなければいけないのか、結果としての負担額がでてくるということです。</p> <p>そういったことを考えますと、先ほどご指摘のあった経費回収率85.9%は、100%ではないので、残りの14.1%が未回収となっているわけです。14.1%の未回収に相当する金額がいくらになるかということは、具体的にいうと「本来使用料で賄うべき部分は1億3千万円」と書いてありますので、これが未回収部分と理解してよろしいですか？</p>
<p>事務局 (久利生)</p>	<p>はい。</p>
<p>委員</p>	<p>あくまで平成24年度時点のもので、今後はわからないということですね。</p>
<p>太田会長</p>	<p>そうですね。ですから、投資と維持管理の両方から費用が発生しますので、それらの事業を今後どのように見込むのかということとの絡み合いでしか、最終的な金額は出てこないということですね。少し説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (久利生)</p>	<p>6ページを改めてご覧いただきたいと思います。6ページの図2.1において、私費の部分は使用料で賄うということを説明させていただきました。図のピンク色の部分が維持管理費、右側の黄色の部分は資本費と書いてあります。これは、建設を行った際の借金を返す金額です。それも私費の中に含まれるということです。</p> <p>現在、下水道施設の建設当時から相当な年数が経っております。処理場、管渠といったものの維持管理費が極めて大きくなっているところがございますので、更新事業に多額の投資が見込まれます。また、東日本大震災を経て、施設の耐震化についても投資が見込まれます。ですので、維持管理費と資本費を将来ある程度見込まなければならないということになります。</p>

太田会長	<p>具体的な金額ベースの話は、改めて今後の中でデータとして示されてくるという理解でよろしいですか？</p>
事務局（久利生）	<p>今後、使用料のシミュレーションを行ってまいります。その中で、先ほど私から説明いたしましたような今後の事業量などを想定して、使用料としてどれくらい必要になるのかという案を提示してまいりたいと考えております。</p>
太田会長	<p>よろしいですか。</p>
委員	<p>はい、ありがとうございます。</p>
太田会長	<p>基本的なものの考え方としてご理解いただくということで、よろしく願いいたします。他にいかかですか。</p>
委員	<p>私が住んでいる分譲地には全部で9軒の家がありますが、9軒のうち実際に下水道を使っている家が4軒で、あとの5軒は工事をしていません。かなり前に下水道が整備されているのに、下水道を使っていない家が半分以上ありますので、こういうところについて、下水道を使うよう市からの働きかけがあればと思います。私の記憶では、何年何月までに下水道に接続するように、という話があったかと思うのですが、それが伝わっていないのでしょうか。こういう家がきちんと下水道を使うようにすれば、もっと使用料収入が上がるのではないかと思います。</p> <p>毎月の使用料だけではなく、工事するときには何か他のお金がかかった記憶がありますが、それが財源になるかどうかは別として、使用料収入をアップさせるのであれば、使っていただける家には必ず使ってもらうことが必要かと思えます。市からはそういった働きかけはされていないのですか？</p>
事務局（久利生）	<p>状況をお伺いしますと、9軒のうち4軒しか接続されていないということで、どのくらい接続していただいているかというのは一般的には接続率、あるいは水洗化率という言葉でお話をさせていただいております。</p> <p>工事が終わったあと、つながなければならないという義務が発生しているのではないかという点ですが、まさしくおっしゃる通り、法律では、汲み取りのトイレであれば供用開始後3年以内、それ以外のものにあつては速やかに接続しなければならないというという決まりがあり、供用開始区域に入りますと、利用の強制ということが発生してまいります。したがって、整備を始める前に、住民の方と下水道管理者との合意が100%整っていればよろしいのですが、当然各家庭の事情もございまして、100%の合意を見つけながら事業を進めるというのはなかなか難しいところもございまして、そういったこともありまして、下水道管理者としましては、普及活動を実施しています。一般的には市広報やホームページで呼びかけながら、未接続の方へは自宅訪問等を行って接</p>

	<p>続の協力依頼をしております。</p> <p>また、委員のご意見の中で、建設の際に一部負担があった記憶があるということでしたが、それは先ほどの説明でも言葉が出てきました受益者負担金というものです。これは建設費の財源に使わせていただいております。</p> <p>まとめますと、おっしゃるとおり接続率が上がれば、使用料収入の増加につながります。その点については、市として今後も努力していくつもりですので、ご理解をいただければと思います。</p>
太田会長	<p>よろしいですか。</p>
委員	<p>はい。</p>
太田会長	<p>ただいまのご指摘も、ごもっともなご指摘ですね。接続率が低ければ、結果としてそれだけ使用料収入が抑制されてしまい、実際に下水道を使われている方々の使用料負担という形に転嫁されていく可能性があるということです。そういったことも含めて、下水道が普及した際には速やかに接続をしてお使いいただくということが、全体として下水道の財政を安定化させていくことにつながると思います。他にいかかでしょうか。</p>
委員	<p>9軒のうち4軒が接続しているというお話でしたが、確か私有道路の場合は、市の工事で下水道を入れてもらうためには5軒以上の承諾がなければいけないのではなかったかと思います。そのような関係からすれば、少なくとも5軒は接続していなければいけないのではないですか？</p>
委員	<p>皆さん下水道に反対しているのではなく、同意はしているのですが、今はまだ浄化槽が動いているから、それが壊れたらいずれ下水道につながつもりだということです。キープはしておくけど現在は使わない、というのがもったいないと感じましたので…。</p>
太田会長	<p>今の事例は、道路（公道）に面している事例でしょうか？奥まっているところですか？</p>
委員	<p>分譲地なのですが…。</p>
委員	<p>分譲地の場合は分譲した業者が工事をするのですか？市がやるのですか？</p>
太田会長	<p>混乱するといけないので、事務局から説明してください。</p>
事務局（久利生）	<p>最初の質問からお答えします。委員から5人以上の同意というお話がありましたが、私どものほうで取り扱っている要綱としては、2軒以上の建物がある</p>

	<p>場合には私道にも市が管渠を入れる工事ができるというシステムになっています。もう少し詳しく説明しますと、本来下水道管渠を敷設するには、いわゆる道路法上の道路である国道、県道、市道のように管理者がいて、底地の権限がはっきりしているものであれば、その管理者から私どもが道路占用許可をいただいで管渠を入れていくことができます。将来も安定して管渠の管理をしていける状況でございます。</p> <p>それに対しまして、現状は道路に見えるところでも、私道ということで個人の権利が設定されている分譲地等がございます。下水道整備区域には入っているけれども、私道であるがためになかなか同意が得られないということがあって管渠を入れることができないところがあります。強引に入れてしまいますと、私道であるという権利を出されて、止められるということが発生しかねません。そういう場合でも住んでいる方がいらっしゃると思いますので、地元の方が地元の総意の中で、それこそ合意100%ということになるかと思いますが、要望書を出していただきまして、個人の権利が設定されている道路の中にも市が管渠を入れていく、将来的にもそこに管渠があることを認めますという書類をいただいで工事をしていくという方法になっております。ですので、今のお話と先ほどの9分の4というお話は、条件が異なるものです。</p>
太田会長	<p>9分の4というのは、汚水柵がついているのに使わない人がいるということですよ。次のお話は、そもそも汚水柵をつける条件として、私道に関わる部分については、公道ではないので市としてそこに管渠や柵を入れることはできませんが、入れる場合には一定の条件の下で行うということですね。</p>
委員	<p>余計な建設改良費を使っていたのではないかと思ったものですから。</p>
太田会長	<p>はい、わかりました。他にはいかかでしょうか。</p>
委員	<p>9ページの整備面積については、毎年計画的に面積を増やしているのですか？工事をして面積を増やすことによって地方債の額が変わってくるのでしょうか。こういった根拠で増やしているのか教えていただきたいと思います。</p>
事務局 (久利生)	<p>整備面積が平成24年度時点で2,286haになっているわけですが、このとらえ方は、市として目標とする整備面積がございます。現在、平成26年度時点での目標は、公共下水道事業計画では2,775haの面積の中で整備を進めていこうという計画となっています。これは当面整備する目標でございます。将来につきましては、全体計画というもう少し大きい計画がございます。全体計画の中では、現在の計画では約3,528haで、目標年次は平成37年度を指しております。こういう計画に向かって整備を進めていく中で、毎年の歳入歳出が発生してくるわけでございます。</p>

太田会長	よろしいですか。
委員	はい。
太田会長	他にはいかかでしょうか。
委員	10ページに歳出の推移が書いてありますが、この歳出というのはあくまでも建設改良費の歳出ですね？
太田会長	事務局からお答えください。
事務局 (久利生)	10ページの表2. 1にありますように、建設改良費、資本費、維持管理費の合計を書き表したものでございます。
委員	そうすると、新しく作る設備関係の公費の投入ということですか？それに対して資本費が発生してくるということですか？
太田会長	これについては、要するに全経費です。
委員	収入が少なくて公費で補填しているというのは入っていないのですか？
太田会長	事務局から少し説明してください。
事務局 (久利生)	これはあくまでも歳出の合計を示したものです。
委員	14ページを見ますと、1億6千万円足りないわけですよ。汚水処理費私費分の不足分を、公費で補填しているわけでしょう？
太田会長	表2. 1というのは出るほう、歳出ですね。次のページの表2. 2が歳入です。そちらに基準内・外の一般会計繰入金が入ってきます。そういうことですので、両方足し合わせて見ないといけません。 他にはいかかでしょうか。 《特になし》 細かい数字が出てきまして、なかなかとらえにくいところがあるかと思うのですが、ここまでのところで特にご質問やご意見がなければ、今日のところはこの内容につきましてご確認をいただいたということですのでよろしいでしょうか。この資料は、事前に各委員にお送りしているのですよね。

事務局 (久利生)	はい。
太田会長	<p>では、改めて今日ご審議をいただいた結果、お気づきの点があればまた後日事務局までご連絡いただくか、次回の審議会でご指摘をいただくということにさせていただきますと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>《異議なし》</p> <p>では、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。</p> <p>それでは、(4) 質疑応答まで終了しましたので、(5) その他でございます。委員各位から、この機会に何かお諮りしたいということでご意見、ご提起がありましたらどうぞ。</p> <p>《特になし》</p> <p>よろしいですか。では、事務局から日程等のご案内があればお願いします。</p>
事務局 (伊藤)	<p>次回の審議会の開催につきましてご案内をいたします。審議資料とは別に、「那須塩原市下水道審議会審議事項 (予定)」というものがお手元にあるかと思えます。そちらをご覧ください。今回は、審議事項の3段目、第3回ということになります。開催日につきましては8月1日(金)、会場は今回と同じ201・202会議室で予定をしております。議事につきましては、ご覧のとおり5つの議事と、今回質問事項がありましたものへの回答ということになるかと思えます。</p> <p>今回同様、会議開催の1週間程度前に資料を郵送させていただきます。ご多忙のところ恐縮ですが、ご都合を調整のうえ、ご参加のほどよろしくお願いいたします。以上です。</p>
太田会長	<p>では、これをもちまして第2回審議会を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。</p>
事務局 (久利生)	<p>委員の皆様、今日は大変お疲れ様でした。欠席されました委員には、私どものほうから今日の内容について資料等をお渡ししたいと思っております。ありがとうございました。</p>